

県央地域の銘柄産地指定証交付式を開催しました

茨城県では、品質・組織体制・産地規模等について一定の要件を満たした青果物産地・花き産地を、それぞれ「茨城県青果物銘柄産地」・「茨城県花き銘柄産地」として指定しています（有効期間3年）^{※1}。

10月11日（月）、茨城県水戸合同庁舎3階の県央農林事務所におきまして、茨城町のメロンの銘柄産地再指定の指定証交付式を行いました。

交付式には、茨城町 小林宣夫町長、J A水戸 飯島清光代表理事組合長、J A水戸 茨城町メロン部会 鳥羽田部会長、J A水戸南部営農資材センター 奥谷統括センター長の皆様が出席されました。

指定証は、高野農林事務所長から産地側を代表し小林茨城町長へ交付されました。

※ 令和3年7月30日現在の指定状況：県央地域 青果物5産地（県全体60産）、花き1産地（同7産地）



（指定証交付模様）



（参加者集合写真）